

広島県立自然公園条例施行規則及び広島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十一号

広島県立自然公園条例施行規則及び広島県自然環境保全条例施行規則の一部を

改正する規則

(広島県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県立自然公園条例施行規則(昭和三十九年広島県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条中「同意又は」を「協議又は」に、「同意を得」を「協議し」に改める。

第四条の見出し中「同意」を「協議の申出」に改める。

第五条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第六条の見出し中「同意」を「協議の申出」に改め、同条第一項中「同意」を「協議の申出」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加える。

第七条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第八条の見出し中「同意」を「協議の申出」に改め、同条第一項中「同意を得よう」を「協議しよう」に、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「協議書又は」を加える。

第十条の見出し中「同意又は」を削る。

第二十条第三号中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同条第四号中「炭がま」を「炭窯」に改め、同条第九号中「よう壁」を「擁壁」に改め、同条第十一号中「こう配」を「勾配」に改め、同条第十一号の三中「給じ台」を「給餌台」に改め、同条第十七号の十四中「同意を得た保全事業」の下に「若しくは協議した保全事業」を加え、同条第十七号の十五中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同条第二十六号の二十三中「同意を得た保全事業」の下に「若しくは協議した保全事業」を加え、同条第二十七号イ中「第四条第六項」を「第五条第六項」に改める。

(広島県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「承認申請書」を「協議書」に改め、同条第一項中「承認の申請」を「協議の申出」に、「申請書」を「協議書」に改め、同条第二項中「申請書」を「協議書」に改める。

第十五条第一号ハ(ツ)中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号ハ(フ)中「第二

条第一項第十四号」を「第二条第一項第十六号」に改め、同条第五号口中「ゆう出」を「湧出」に改める。

第十六条第六号中「こう配」を「勾配」に改め、同条第九号中「同意を得た保全事業」の下に「若しくは協議した保全事業」を加える。

第十七条第一号イ中「給餌台」を「給餌台」に改め、同号チ中「こう配」を「勾配」に改め、同号リ中「よう壁」を「擁壁」に改め、同号ヨ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号タ中「第八十六条第三項」を「第四百一条第三項」に改め、同号ネ中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同号ラ(ホ)中「へい」を「塀」に改め、同条第七号リ中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改める。

第二十八条の見出し中「承認申請書」を「の協議書」に改め、同条中「承認の申請」を「協議の申出」に改める。

第三十九条の見出し中「承諾若しくは許可の」を「協議書、」に改め、同条第一項中「承認を受けた」を「協議をした」に、「承諾若しくは許可の」を「協議、」に改め、「規定により」の下に「協議書、」を加え、同条第二項中「承諾若しくは許可の」を「協議、」に改め、「書面を」の下に「協議書、」を加え、同条第三項中「承諾若しくは」を「協議、」に改め、「許可の」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。